

# 住民税(市民税・県民税)の主な税制改正

今年度の申告より

医療費控除は領収書の添付が不要となります

【医療費控除の明細書】の添付

領収書不要の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。税務署から内容確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保管してください。

なお、おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など医療費控除を受けるために医師が提出が必要です。また、平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による受付も可能です。

セルフメディケーション税制

■ 課税課  
☎ 0297(21)2213



# 公的年金の源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※)を購入した場合に、年間の購入額が1万2000円を超えるとき、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができます。

控除を受ける際には、適用を受ける年分において一定の取り組みを行つたことを明らかにする書類の添付または提示が必要となります。(健康診断の結果通知表の写しなど)また、通常の医療費控除と併用して控除を受けることはできません。(選択適用)

※以前は医師の処方箋を必要としていた薬品を、市販薬として直接、薬局などで購入できるように許可された薬品のこと

そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日まで届くよう送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失した場合は再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

◆ 確定申告の相談及び申告書の受付について

国税庁ホームページ  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。還付申告に

◆ 確定申告書は自宅で作成できます!

平成29年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となります。

古河税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。

# 古河税務署からのお知らせ

■ お問合せ  
古河税務署  
個人課税第一部  
☎ 0280(32)4161



健康の保持増進及び疾病予防に対して一定の取組を行う個人が、自己または自己と生

■ お問合せ  
下館年金事務所  
☎ 0296(25)0829

■ お問合せ  
坂東市役所 代表 ☎ 0297(35)2121/0280(88)0111